

# 官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果

2021

令和4年5月 全国営繕主管課長会議

- (1) 調査目的：地方公共団体における設計業務委託に関する運用状況について全国営繕主管課長会議において情報共有を図ることにより、官公庁施設※の設計業務における品質確保に資することを目的とする。
- (2) 調査対象：都道府県(47)、政令市(20)、市町村(586)の計653団体
- (3) 調査期間：令和3年11月12日～令和4年1月28日
- (4) 調査方法：アンケート調査（選択及び記述式）
- (5) 調査内容：令和2年度に発注した建築設計業務の発注状況、新築設計業務の設計者選定方式、設計意図伝達業務及び工事監理業務の委託状況、設計業務委託料の算定方法等

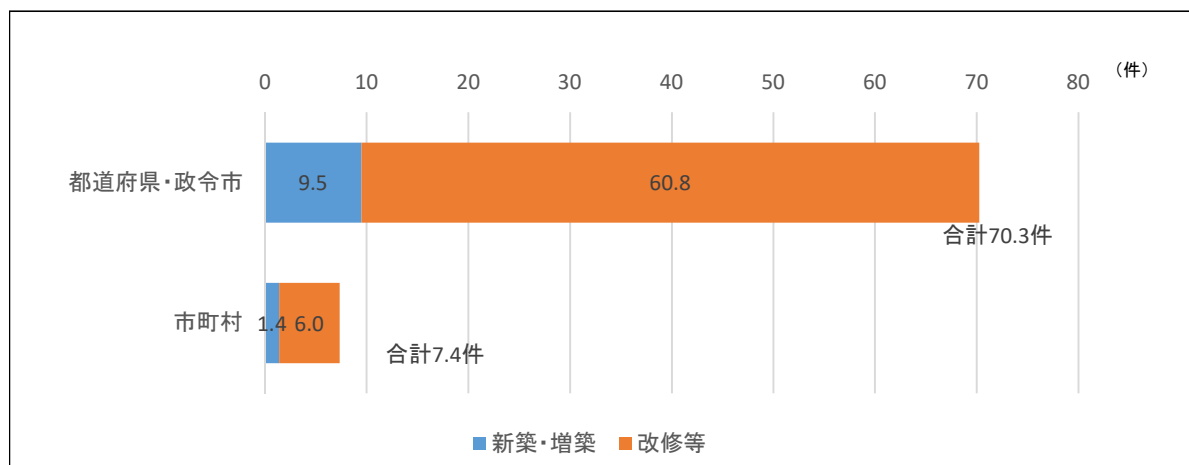
※住宅用途を除く建築物を対象とする。

## 1. 設計業務の平均発注件数

### ●令和2年度に発注した設計業務の件数

○ 1 団体あたりの設計業務の平均発注件数は、都道府県・政令市で新築・増築が9.5件、改修等※が60.8件の計70.3件、市町村で新築・増築が1.4件、改修等が6.0件の計7.4件

※改修等：新築・増築以外。とりこわし等を含む。



設計業務の平均発注件数（令和2年度）

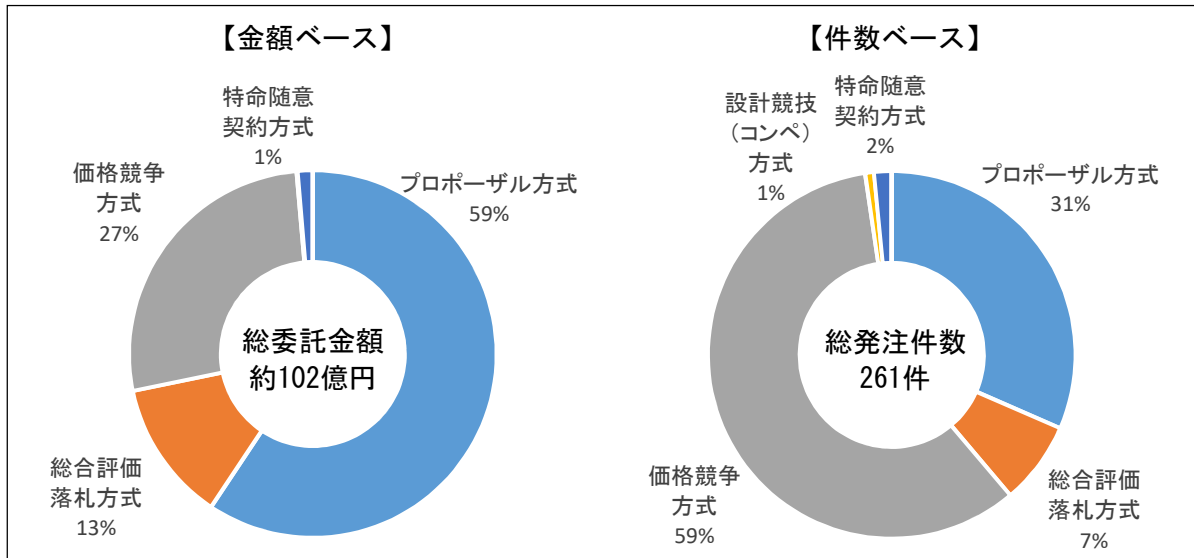
団体種別	新築・増築	改修等
都道府県・政令市	635	4,073
市町村	798	3,496

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(586)

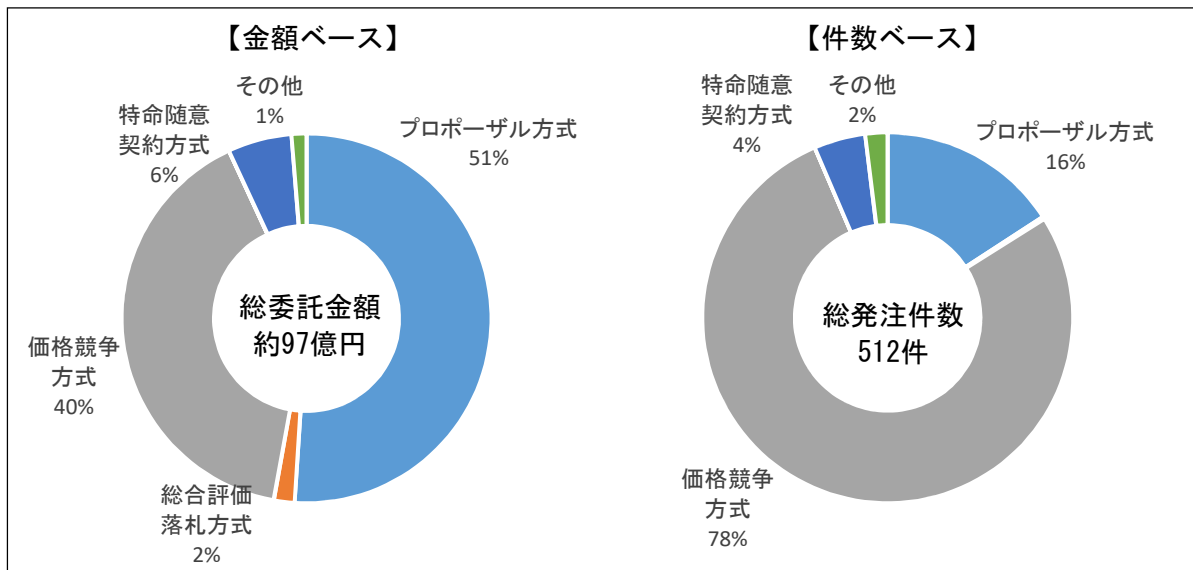
## 2. 新築設計業務の設計者選定方式

### ●新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

○令和2年度の新築設計業務(基本設計を含むものに限る。以下同様。)において採用している設計者選定方式は、金額ベースで5割以上がプロポーザル方式。



設計者選定方式の割合【都道府県・政令市】（令和2年度）

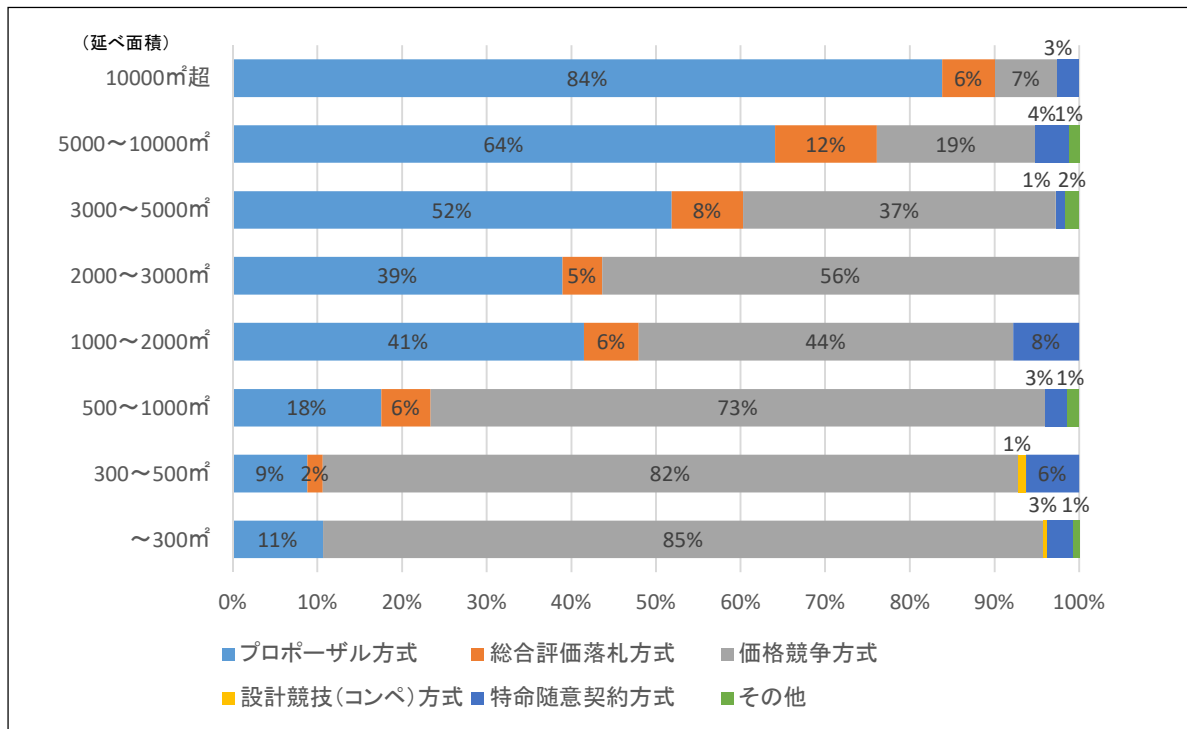


設計者選定方式の割合【市町村】（令和2年度）

団体種別	プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式	設計競技方式	特命随意契約方式	その他	合計
金額							
都道府県・政令市	6,053	1,270	2,732	10	134	2	10,201
(百万円)							
市町村	4,929	176	3,889	0	540	127	9,661
件数							
都道府県・政令市	82	19	153	2	4	1	261
(件)							
市町村	81	1	397	0	23	10	512

●建物規模別 新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

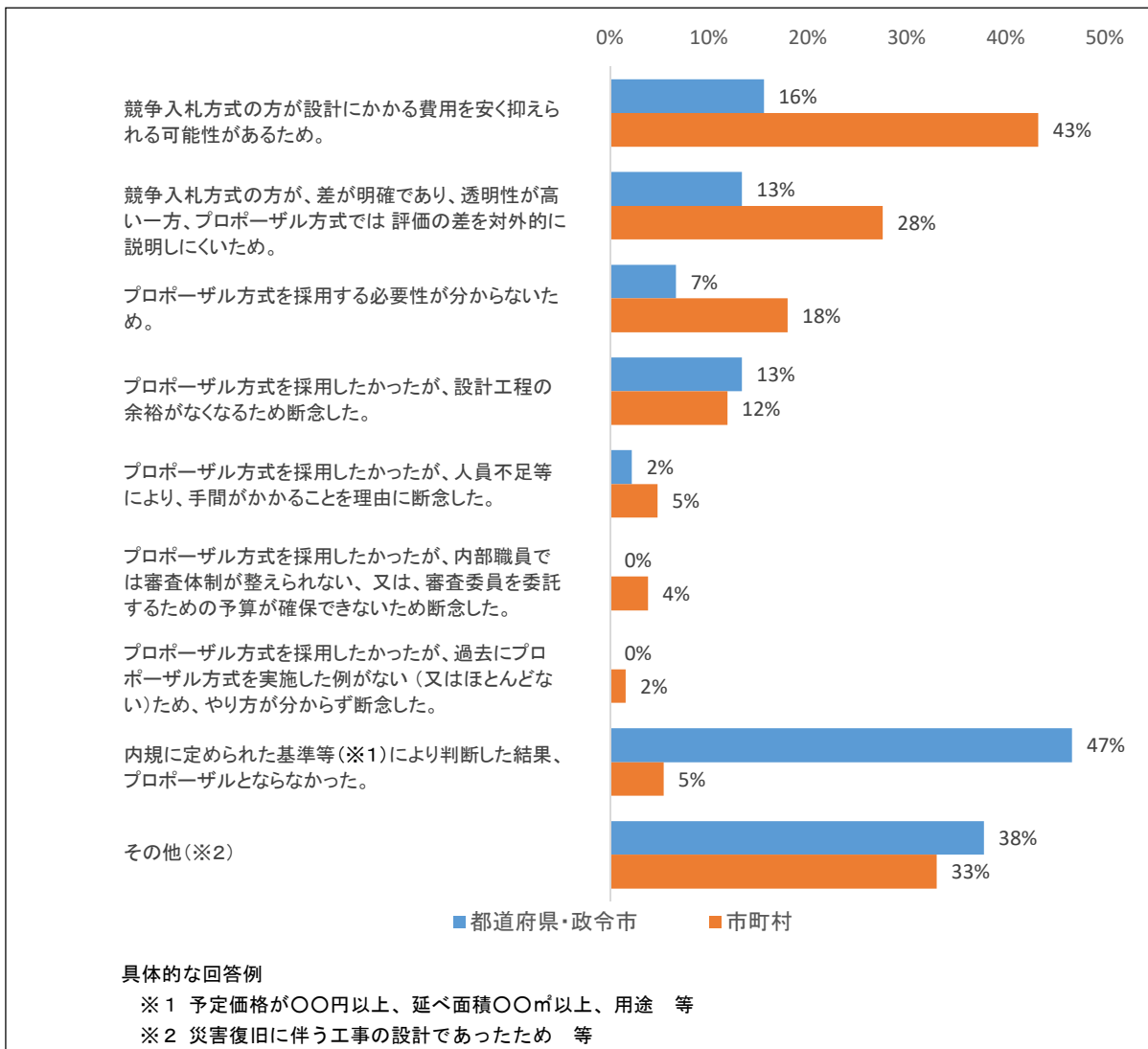
○新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合（金額ベース）を建物規模別にみると、建物の延べ面積が大きいほど、プロポーザル方式の採用割合が高い傾向にある。



建物規模別 新築設計業務の設計者選定方式の割合【金額ベース】（令和2年度）  
（都道府県・政令市、市町村合計）

### 3. 新築設計業務においてプロポーザル方式を採用しなかった理由

○「総合評価落札方式」または「価格競争方式」で発注した新築設計業務において、プロポーザル方式を採用しなかった理由については、都道府県・政令市では、「内規に定められた基準等により判断した。」との理由が多い。市町村では「競争入札方式の方が設計にかかる費用を安く抑えられる可能性があるため。」との理由が多い。



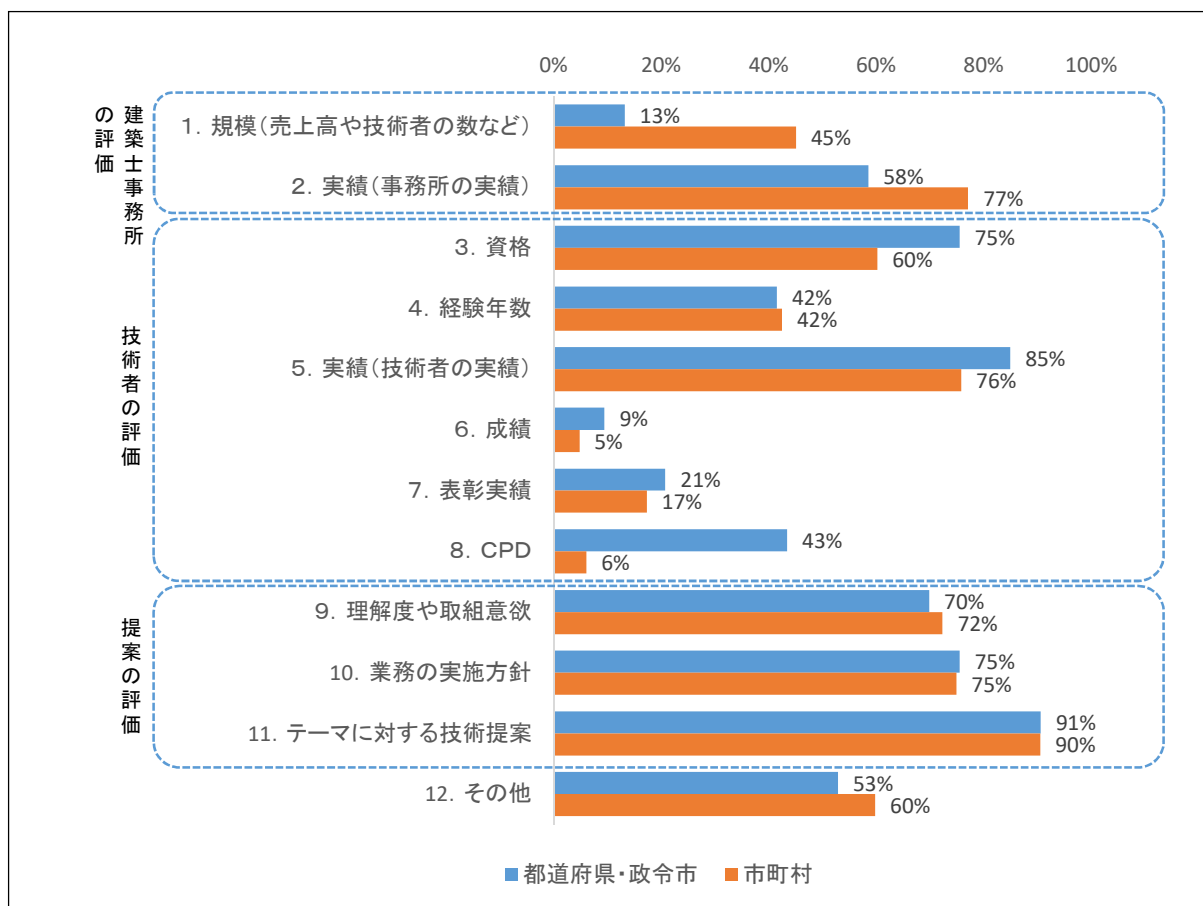
#### 新築設計業務においてプロポーザル方式を採用しなかった理由（複数回答）

	都道府県・政令市	市町村
競争入札方式の方が設計にかかる費用を安く抑えられる可能性があるため。	7	135
競争入札方式の方が、差が明確であり、透明性が高い一方、プロポーザル方式では評価の差を対外的に説明しにくいいため。	6	86
プロポーザル方式を採用する必要性が分からないため。	3	56
プロポーザル方式を採用したかったが、設計工程の余裕がなくなるため断念した。	6	37
プロポーザル方式を採用したかったが、人員不足等により、手間がかかることを理由に断念した。	1	15
プロポーザル方式を採用したかったが、内部職員では審査体制が整えられない、又は、審査委員を委託するための予算が確保できないため断念した。	0	12
プロポーザル方式を採用したかったが、過去にプロポーザル方式を実施した例がない（又はほとんどない）ため、やり方が分からず断念した。	0	5
内規に定められた基準等により判断した結果、プロポーザルとならなかった。	21	17
その他	17	103

有効回答数：都道府県・政令市(45)、市町村(313)

## 4. プロポーザル方式における評価項目

○都道府県・政令市、市町村ともに技術提案に係る項目を評価項目として採用している割合が大きい。そのほか、実績を評価項目として設定している割合が比較的大きい。



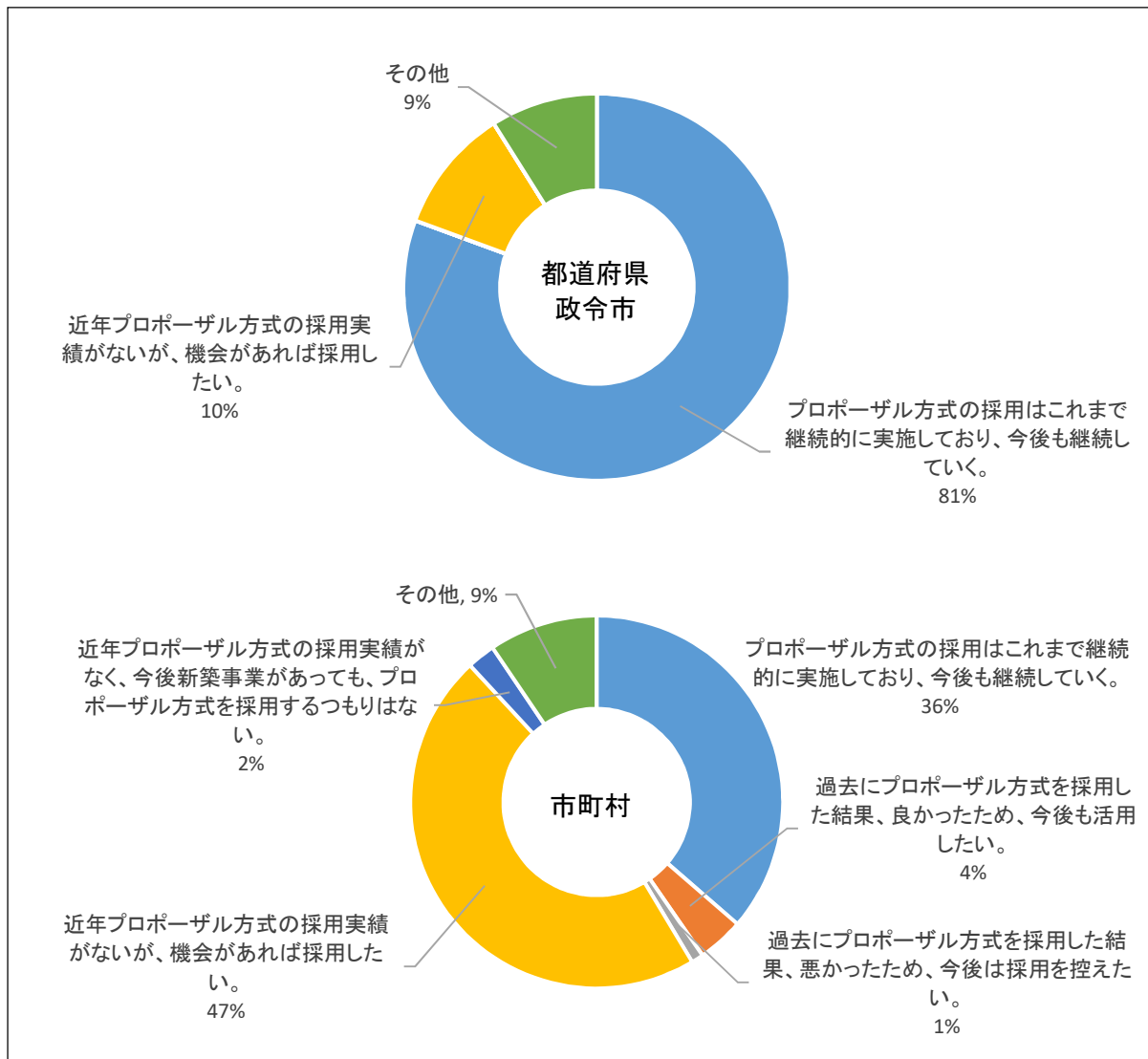
プロポーザル方式における評価項目（複数回答）

	評価項目	都道府県・政令市	市町村
建築士事務所の評価	1. 規模（売上高や技術者の数など）	7	104
	2. 実績（事務所の実績）	31	178
技術者の評価	3. 資格	40	139
	4. 経験年数	22	98
	5. 実績（技術者の実績）	45	175
	6. 成績	5	11
	7. 表彰実績	11	40
	8. CPD	23	14
技術提案の評価	9. 理解度や取組意欲	37	167
	10. 業務の実施方針	40	173
	11. テーマに対する技術提案	48	209
その他	12. その他	28	138

有効回答数：都道府県・政令市(53)、市町村(231)

## 5. プロポーザル方式の採用についての今後の見通し

○都道府県・政令市においては、プロポーザル方式を「これまで継続的に実施しており、今後も継続」するとした団体が全体の4分の3を占める。市町村では、「近年プロポーザル方式の採用実績がないが、機会があれば採用したい」とした団体が約5割を占める。



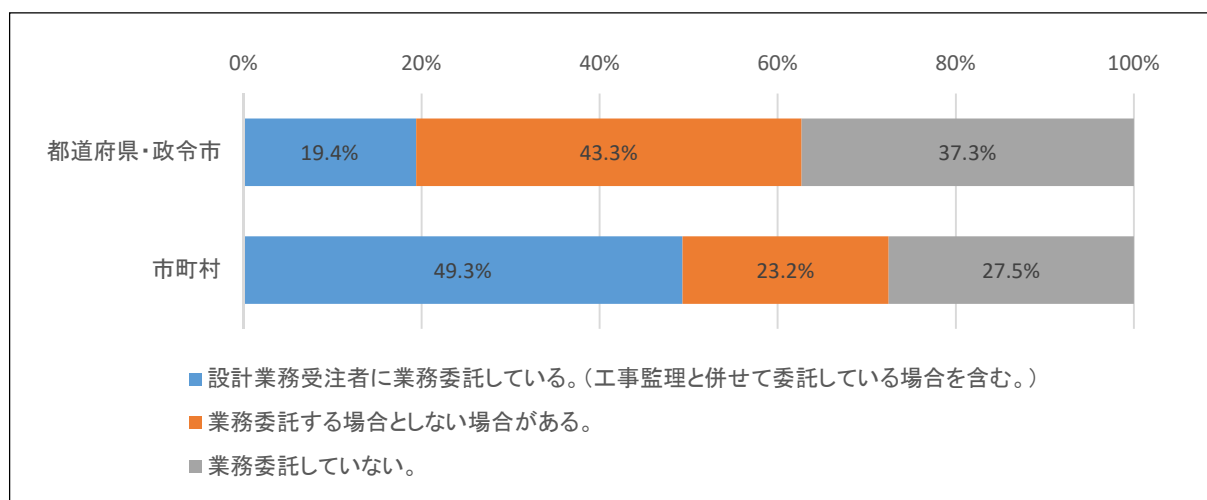
プロポーザル方式の採用についての今後の見通し

	都道府県・政令市	市町村
プロポーザル方式の採用はこれまで継続的に実施しており、今後も継続していく。	54	208
過去にプロポーザル方式を採用した結果、良かったため、今後も活用したい。	0	23
過去にプロポーザル方式を採用した結果、悪かったため、今後は採用を控えたい。	0	6
近年プロポーザル方式の採用実績がないが、機会があれば採用したい。	7	267
近年プロポーザル方式の採用実績がなく、今後新築事業があっても、プロポーザル方式を採用するつもりはない。	0	14
その他	6	54

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(572)

## 6. 設計意図伝達業務の委託状況

○新築工事において標準的に設計意図伝達業務を委託する団体は、都道府県・政令市で19.4%、市町村で49.3%。



### 新築工事における設計意図伝達業務の委託状況

※「設計意図伝達業務」とは、工事の施工段階で設計者が設計意図を施工者に伝達する業務をいう。

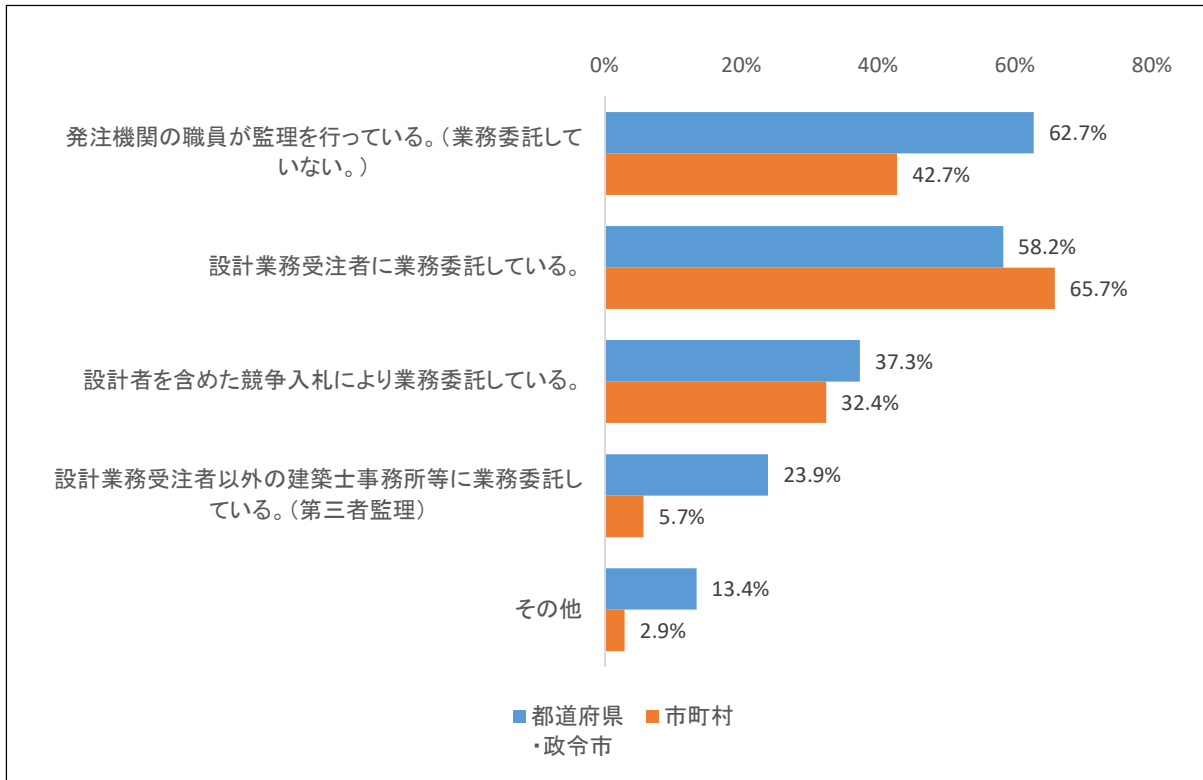
	都道府県 ・政令市	市町村
設計業務受注者に業務委託している。 (工事監理と併せて委託している場合を含む。)	13	285
業務委託する場合としない場合がある。	29	134
業務委託していない。	25	159

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(578)



## 7. 工事監理業務の委託状況

○都道府県・政令市においては、職員自ら工事監理を行っている団体が62.7%。市町村では、設計業務受注者に委託する団体が65.7%。



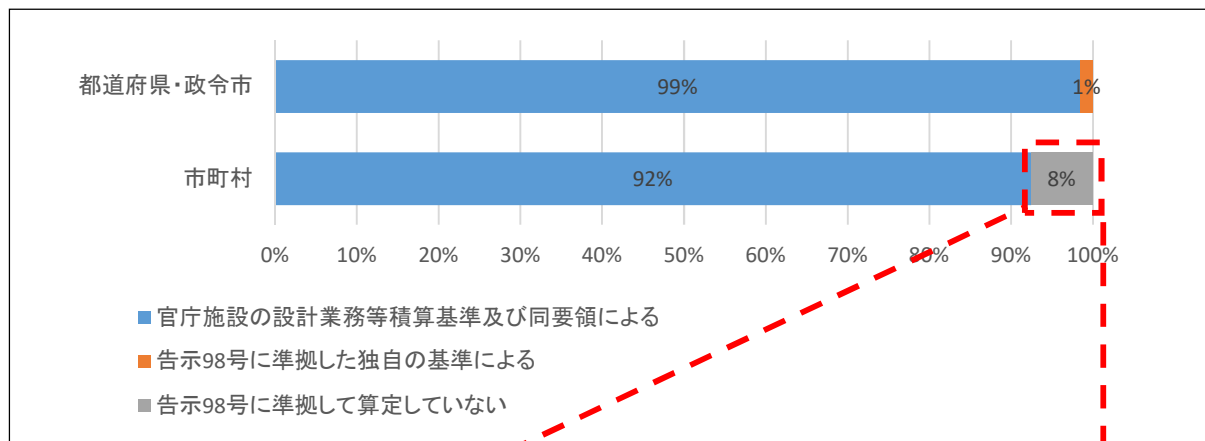
新築工事における工事監理業務の委託状況(複数回答)

	都道府県 ・政令市	市町村
発注機関の職員が監理を行っている。(業務委託していない。)	42	247
設計業務受注者に業務委託している。	39	380
設計者を含めた競争入札により業務委託している。	25	187
設計業務受注者以外の建築士事務所等に業務委託している。(第三者監理)	16	33
その他	9	17

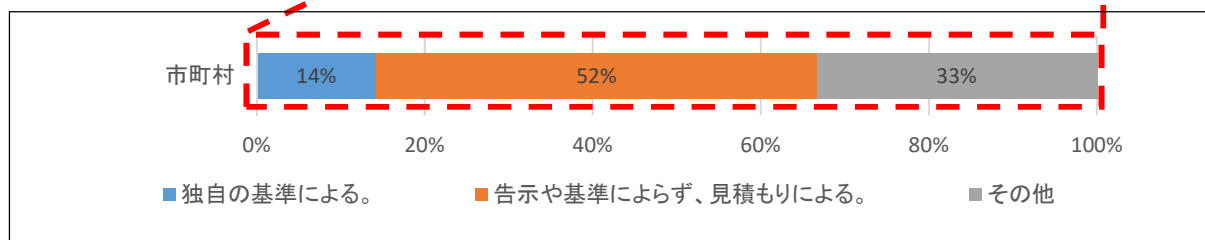
有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(578)

## 8. 新築設計業務における委託料の算定方法

○都道府県・政令市及び市町村ともに、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を用いている団体が多い。



新築設計業務における委託料の算定方法



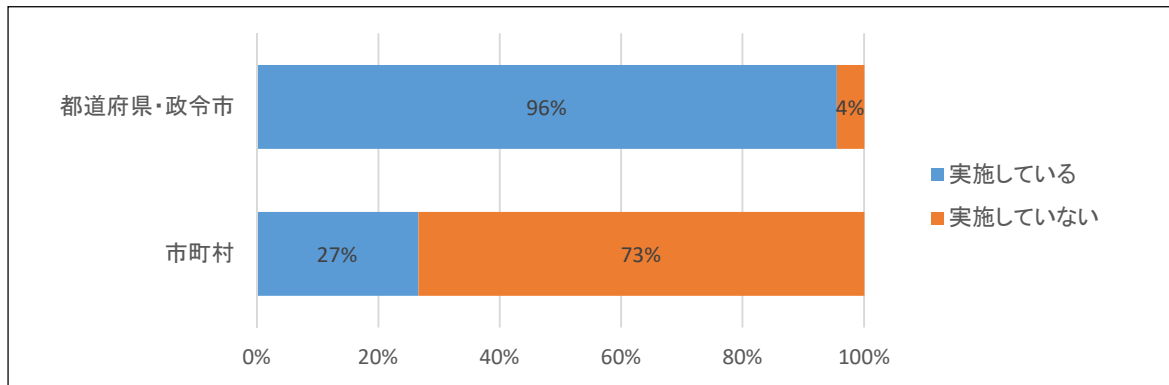
平成31年国土交通省告示98号に準拠しない場合の算定方法

	都道府県・政令市	市町村
官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領による	66	514
告示98号に準拠した独自の基準による	1	0
告示98号に準拠して算定していない	0	42
- 独自の基準による。	0	6
- 告示や基準によらず、見積もりによる。	0	22
- その他	0	14

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(556)

## 9. 建築設計委託業務等の成績評定の実施状況

○建築設計委託業務等の成績評定を実施している団体の割合は、都道府県・政令市が95.5%、市町村が約26.6%。



設計業務委託等成績評定を実施している団体の割合

	都道府県・政令市	市町村
実施している	64	154
実施していない	3	425

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(579)

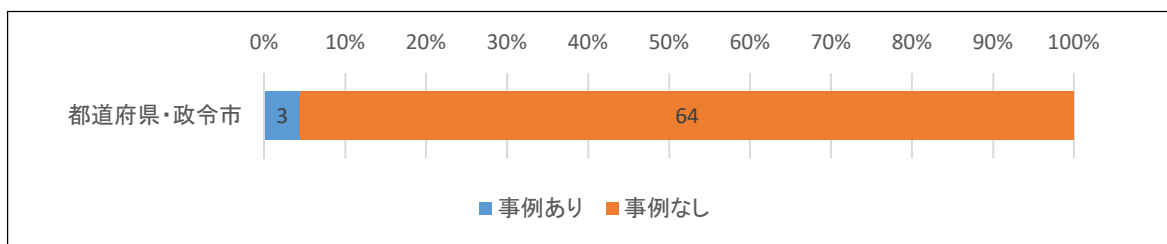
## 10. BIMを活用した設計業務の実施状況

(都道府県・政令市のみ)

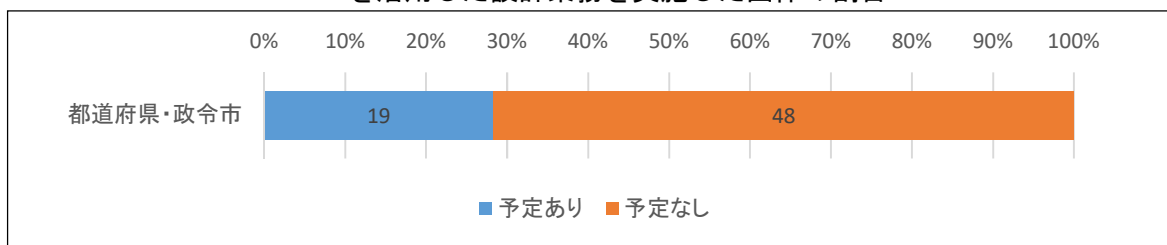
○平成29～令和2年度の4年間に発注した設計業務のうち、BIMを活用した団体は都道府県・政令市で3団体。

○今後BIMの活用を予定している都道府県・政令市は約3割。

※BIM：ビルディング・インフォメーション・モデリング（コンピュータで3Dの建物情報モデルを構築すること）



BIMを活用した設計業務を実施した団体の割合



BIMを活用した設計業務を予定する団体の割合

都道府県・政令市	
事例あり	3
事例なし	64

有効回答数：都道府県・政令市(67)

都道府県・政令市	
予定あり	19
予定なし	48

有効回答数：都道府県・政令市(67)